

災害等発生時における消防用水等の搬送に関する協定書

和歌山県かつらぎ町

和歌山県広域生コンクリート協同組合 紀北支部

災害等発生時における消防用水等の搬送に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と和歌山県広域生コンクリート協同組合紀北支部（以下「乙」という。）は、かつらぎ町内において、地震等の大規模災害で火災等が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつらぎ町災害対策本部が設置されるような災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、又は水源の確保が困難な建物火災、林野火災等（以下「火災等」という。）が発生した場合に、甲が乙に対して消防用水その他雑用水（以下「消防用水等」という。）の搬送に関する協定を次のとおり締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害等又は火災等発生時において、現場等で消防用水等が不足し補給が必要な場合、乙に対し消防用水等のミキサー車による搬送を要請することができる。

（搬送協力）

第2条 乙は、前条の災害等発生時において要請があった場合は、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して指定された場所に消防用水等の搬送協力を行うものとし、火災等発生時は、通常業務に支障のない範囲で指定された場所に消防用水等の搬送協力を行うものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、第1条の規定により、要請するときは、要請書（別記第1号様式）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙または乙の組合員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の組合員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 前3項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に提出するものとする。（別記第2号様式）

（報告）

第4条 乙は、消防用水等の搬送を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請による搬送に要した経費については、甲乙協議して定めるものとする。

(危険回避)

第6条 甲より要請のあった指定された場所への搬送時に危険と判断した場合、乙は回避することができる。その場合には、速やかに危険な状況を甲に連絡し、安全確保したうえ、または、別の搬送経路等が確認された場合は、搬送再開するものとする。

(事故の補償)

第7条 この協定に基づく消防用水等の搬送中に事故が発生した場合の当該搬送従事者、第三者その他の者に対する補償については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 5月 6日

(甲) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長

中 阪 雅 貞

印

(乙) 和歌山県紀の川市尾崎92番地の1

和歌山県広域生コンクリート協同組合 紀北支部

支 部 長

山 名 章 善

印